

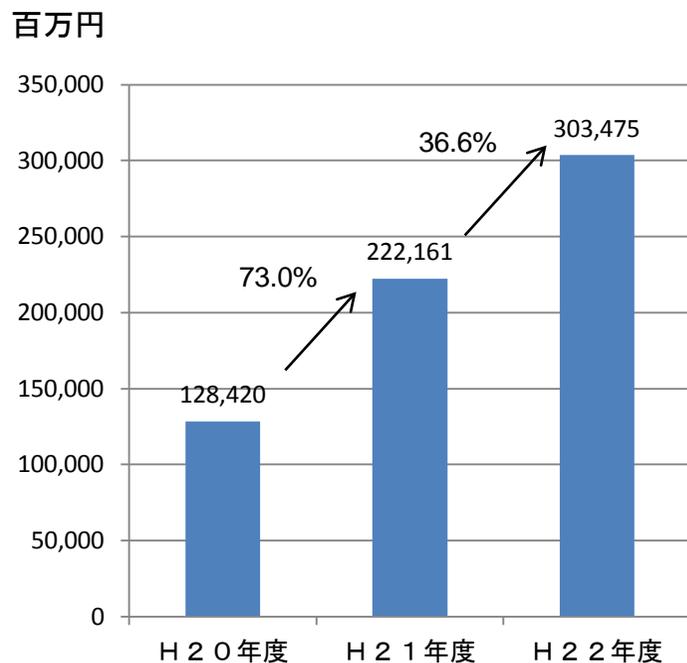
# 生活介護について

# 生活介護の現状

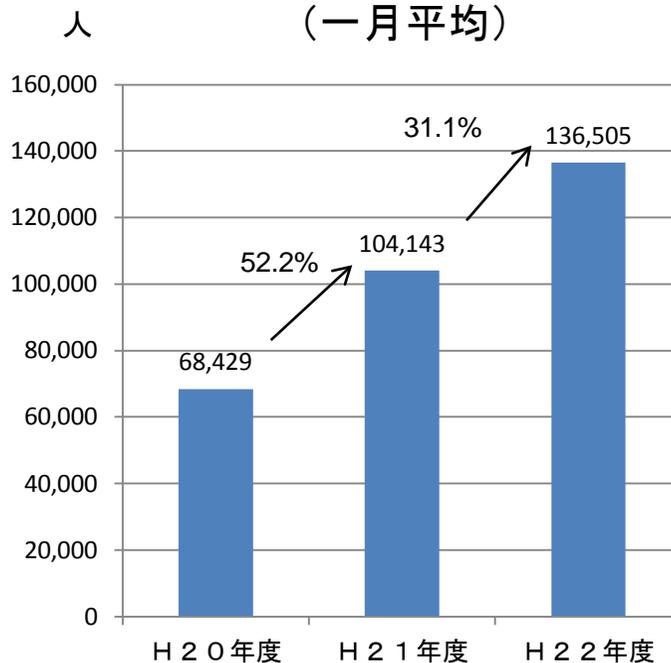
## 【生活介護の利用状況】

- 生活介護の費用額(平成22年度)は約3,035億円であり、総費用額の26.8%を占めている。
- 費用額、利用者数、事業所数については、新体系移行が進んでいる影響等により、毎年大きな伸びを示している。

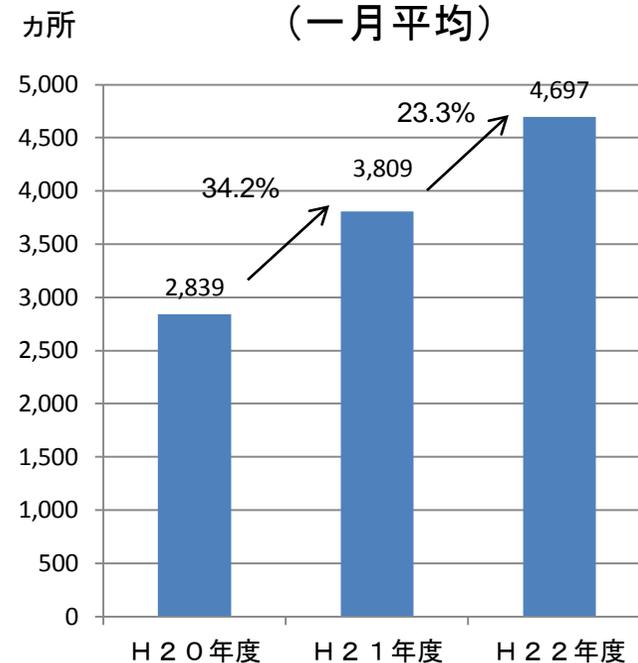
### 費用額の推移



### 利用者数の推移 (一月平均)



### 事業所数の推移 (一月平均)



※出典: 国保連データ

## 【生活介護の利用状況】

- 生活介護の利用者数は、区分5、6の者が約6割を占める。
- 報酬改定前と比較して、区分5、6の者の割合は増加。

### ○ 生活介護の利用者数(人)

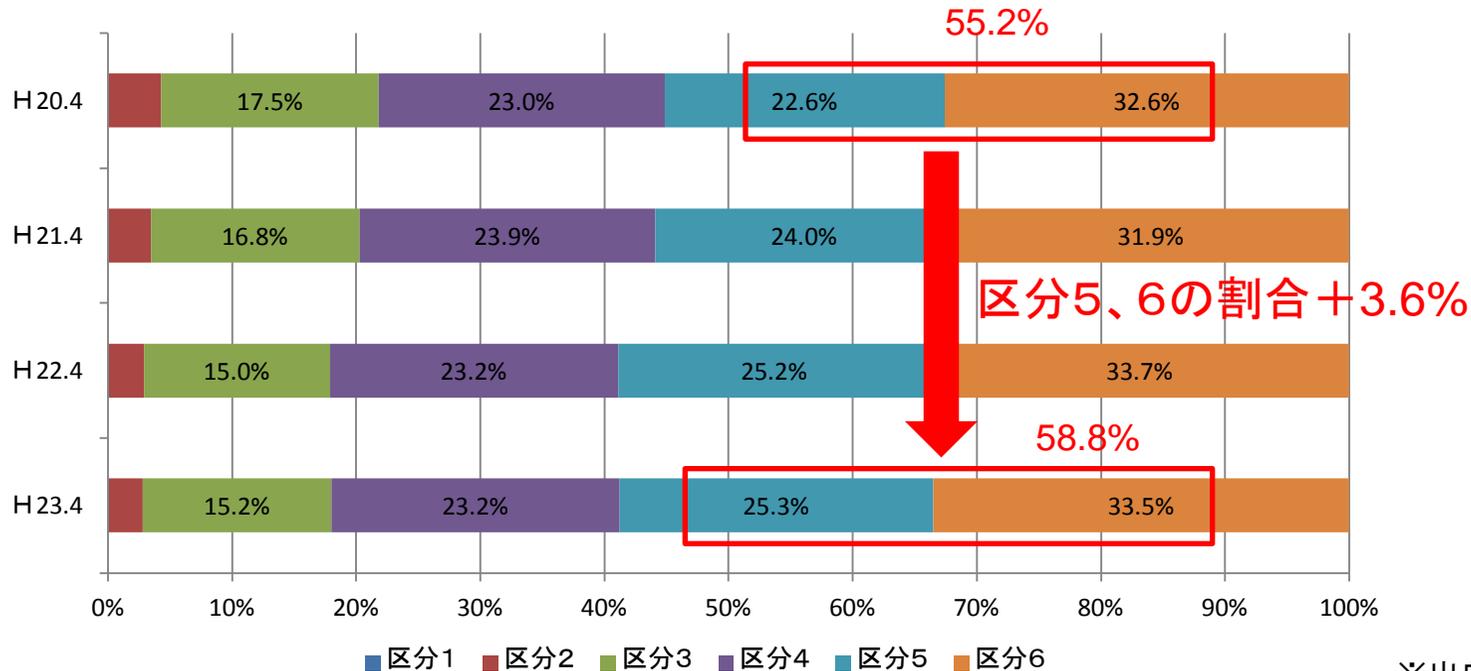
障害程度区分	総数	障害程度区分1	障害程度区分2	障害程度区分3	障害程度区分4	障害程度区分5	障害程度区分6
利用者数	161,647	119	4,427	24,597	37,482	40,863	54,159
割合	100.0%	0.1%	2.7%	15.2%	23.2%	25.3%	33.5%

58.8%

※旧法区分、区分なしを除く。

※出典：国保連データ(平成23年4月)

### ○ 生活介護の障害程度区分の割合の推移



※出典：国保連データ

# 平成21年度障害福祉サービス報酬改定の概要(生活介護抜粋)

## (1) 共通的事項

- 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、療養介護、生活介護、児童デイサービス、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助において、
  - ① 社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所
  - ② 常勤職員の割合が75%以上の事業所又は勤続年数が3年以上の常勤職員が30%以上の事業所が提供するサービスについて評価を行う。
    - 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(①に適合)  
(日中活動系 10単位/日・居住系7単位/日)
    - 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)(②に適合)  
(日中活動系 6単位/日・居住系 4単位/日)
- ※(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを算定可能とする。
- 地域における小規模事業所の役割に着目し、小規模事業所により提供されるサービスへの配慮を行うため、日中活動系サービスについて基本報酬において定員20人以下の場合の単価を設ける。
  - 定員20人以下 生活介護 1,299～583単位/日
- 生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援について、食費負担を原材料費相当にする措置(食事提供体制加算)の適用期限を平成24年3月31日に延長する。
- 生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援について、サービス利用を予定していた日に急病等によりその利用の中止があった場合に、事業者において既にサービス提供体制を整えていること等に着目し、利用中止(欠席)時に行うフォローアップについて評価を行う。
  - 欠席時対応加算 94単位(1月につき4回まで)

- 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援について、視覚障害、聴覚障害及び言語機能障害のある者並びに知的障害も含めた重複障害者の支援体制の強化を図るため、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の算定要件を緩和する。

現行要件：視覚障害者等の人数が15人以上かつ30%以上

→ 「15人以上」という要件は撤廃。「30%以上」の算定に当たり、重複障害のある者をダブルカウント。

## (2)個別事項

- 基本報酬について、平均障害程度区分に基づく評価を見直し、利用者個人の障害程度区分に基づく評価とする。また、基本報酬体系の変更に伴い、手厚い人員配置をとってきた事業所によるサービスを加算で評価する。

生活介護サービス費(I)～(XI) → 生活介護サービス費

(定員21人～40人の場合)

障害程度区分6 1,170単位/日

障害程度区分5 884単位/日

障害程度区分4 633単位/日

障害程度区分3 572単位/日

障害程度区分2以下 525単位/日

(定員60人以下) (定員61人以上)

人員配置体制加算 (1.7:1) 265単位 246単位/日

(2:1) 181単位 166単位/日

(2.5:1) 51単位 44単位/日

- 自立訓練(機能訓練)と同様にリハビリテーション加算を創設。

## 経営実態調査結果(抜粋)

	23年調査	20年調査	23年全体
収支差率	12.2%	6.6%	9.7%
常勤率(生活支援員)	83.7%	73.7%	81.0%

※出典:平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査

## 各加算の算定状況

	単位数	加算取得率	費用額(千円)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	150単位/回	0.2%	603
初期加算	30単位/日	0.9%	5,322
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	41単位/日	2.1%	45,722
食事提供体制加算	42単位/日	40.8%	530,269
訪問支援特別加算	187~280単位/回	0.1%	610
リハビリテーション加算	20単位/日	11.1%	75,785
福祉専門職員配置等加算	6~10単位/日	70.4%	254,837
欠席時対応加算	94単位/日	11.0%	40,588
人員配置体制加算		46.0%	3,612,154
人員配置体制加算(Ⅰ)	246~265単位/日	18.5%	2,303,812
人員配置体制加算(Ⅱ)	166~181単位/日	11.3%	992,515
人員配置体制加算(Ⅲ)	44~51単位/日	16.1%	315,827

※出典:平成23年6月国保連データ

# 生活介護

## ○対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者

- ① 障害程度区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者

## ○サービス内容

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

## ○主な人員配置

利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害程度区分等に応じた人員配置の基準を設定

- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1～3:1

## ○報酬単価

### ■基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害程度区分に応じ所定単位数を算定。

### ■定員21人以上40人以下の場合

(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
1,170単位	884単位	633単位	572単位	525単位

### ■主な加算

#### 人員配置体制加算(44～265単位)

→直接処遇職員を加配(1.7:1～2.5:1)した事業所に加算

※ 指定生活介護事業所は区分5・6・準ずる者が一定の割合を満たす必要

#### 訪問支援特別加算(187～280単位)

→連続した5日間以上利用がない利用者に対し、居宅を訪問して相談援助等を行った場合(1月に2回まで加算)

#### リハビリテーション加算(20単位)

→利用者それぞれにリハビリテーション計画を作成し、リハビリテーションを行った場合

○事業所数 5,788(国保連平成23年7月実績)

○利用者数 177,534(国保連平成23年7月実績)